

住民監査請求に係る陳述等の取扱基準

平成30年11月13日制定

監査委員決定

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項及び第8項の規定に基づく証拠の提出、陳述及び立会い並びに陳述の聴取の際の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 請求人 法第242条第1項の規定により、監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求した住民をいう。
- (2) 陳述 法第242条第7項及び第8項の規定による陳述をいう。
- (3) 陳述人 陳述を行う者をいう。
- (4) 陳述会場 陳述の聴取を行う場所をいう。
- (5) 関係職員等 法第242条第8項に規定する関係のある市長その他の執行機関若しくは職員をいう。
- (6) 立会人 法第242条第8項の規定により、監査委員が請求人又は関係職員等の陳述の聴取を行う場合に、それぞれ立ち合わせる者をいう。
- (7) 傍聴人 陳述会場において、陳述人、立会人以外の者で、陳述の聴取を傍聴する者をいう。

(証拠の提出)

第3条 請求人がする証拠の提出は、陳述の開始前までに行うものとする。

(陳述の公開・非公開)

第4条 陳述は、公開しない。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、監査委員は公開とすることができる。

- (1) 請求人が公開されることを希望するとき。
- (2) 陳述の内容に、今治市情報公開条例（平成17年今治市条例第19号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する事項が含まれるおそれがないと認めるとき。
- (3) 公開することにより、公正かつ円滑な監査に支障を来すおそれがないと認めるとき。

(請求人の陳述)

第5条 監査委員は、住民監査請求の受理を決定したときは、遅滞なく請求人の陳述を行う意思を確認のうえ期日、陳述会場等を指定し、陳述の聴取を行う。

- 2 請求人の陳述に係る陳述人は、請求人又は請求人の委任を受けた代理人とする。
- 3 監査委員は、請求人が多数の場合又は法人その他の団体の場合には、請求人の意向を確認したうえで、陳述人を決定する。
- 4 陳述人が陳述開始の予定時刻を15分経過しても陳述会場に入室しなかった場合には、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 5 陳述は、職員措置請求書に記載された事項及び提出された証拠並びにそれらを補足する内容に限る。
- 6 監査委員は、陳述の内容に関し、陳述人に質問することができる。
- 7 陳述人は、監査委員及び立会人に質問をすることができない。
- 8 陳述の時間は、概ね1時間以内とする。当該時間を経過しても陳述が終了しない場合には、監査委員は、陳述の終了を促し、なお終了しないときは、陳述の聴取を打ち切ることができる。
- 9 監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、録音機器等により録音することができる。
(関係職員等の陳述)

第6条 監査委員は、必要があると認めるときは、関係職員等の陳述を行う意思を確認のうえ期日、陳述会場等を指定し、陳述の聴取を行う。

- 2 監査委員は、関係職員等が多数の場合には、関係職員等の意向を確認したうえで、陳述人を決定する。
- 3 関係職員等が陳述開始の予定時刻を15分経過しても陳述会場に入室しなかった場合には、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 4 陳述の時間は、概ね1時間以内とする。当該時間を経過しても陳述が終了しない場合には、監査委員は、陳述の終了を促し、なお終了しないときは、陳述の聴取を打ち切ることができる。
- 5 監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、録音機器等により録音することができる。
(請求人及び関係職員等の立会い)

第7条 監査委員は、必要があると認めるときは、請求人の陳述の聴取の際に、関係職員等を立ち合わせることができる。

- 2 監査委員は、必要があると認めるときは、関係職員等の陳述の聴取の際に、請求人又は請求人の委任を受けた代理人を立ち合わせることができる。
- 3 監査委員は、立会人が多数の場合には、立会人の人数を制限することができる。
- 4 監査委員は、立会人に、陳述に対する意見を述べる機会を与えることができる。
(陳述の傍聴)

第8条 傍聴人は、陳述の聴取が公開で実施される場合に、次により傍聴することができる。

- (1) 傍聴人は、別に定める様式に氏名及び所属若しくは住所を記載する。
- (2) 傍聴人は、陳述開始の予定時刻までに入室しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
- (3) 監査委員は、傍聴を希望する者が多数の場合には、傍聴人の人数を制限することができる。この場合、傍聴人は抽選により決定する。

(陳述人、立会人及び傍聴人の遵守事項)

第9条 陳述人、立会人及び傍聴人は、監査委員及び監査委員事務局職員の指示に従い、所定の場所で、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 撮影機器、録音機器等を使用しないこと。ただし、録音機器の使用について特に監査委員の許可を得た者についてはこの限りではない。
- (2) プラカード、のぼり、旗、笛等を持ち込まないこと。
- (3) 凶器の類その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持ち込まないこと。
- (4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用し、又は携行しないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器類は、電源を切るかマナーモードにすること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 酒気を帯びていないこと。
- (8) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (9) 監査委員の許可なく他の陳述人、立会人及び傍聴人と意見交換等をしないこと。
- (10) 野次、拍手その他の方法により、陳述に対する賛否又は意見の表明をしないこと。
- (11) 陳述会場の秩序を乱し、又は円滑な陳述の聴取の妨げとなる行為をしないこと。

(報道に対する特例)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、監査委員は、原則として、報道関係者に対し、陳述が開始される前の指定された時間内に限り、陳述会場内において写真等の撮影をすることを認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、陳述会場において陳述人又は立会人が撮影されることを望まない明確な意思表示をした場合その他監査委員が陳述の聴取を行ううえで支障があると認めるときは、監査委員は撮影を制限し、又は拒否することができる。

(違反に対する措置)

第11条 陳述人がこの基準に違反したときは、監査委員はこれを制止し、その指示に従わないときは、陳述人の陳述の聴取を打ち切ることができる。

2 立会人又は傍聴人がこの基準に違反したときは、監査委員はこれを制止し、その指示に従わないときは、立会人又は傍聴人に退場を命じることができる。

(その他)

第12条 この基準に定めのない事項は、監査委員の合議により決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成30年11月13日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日から平成32年3月31日までの間は、第1条中「第242条第7項及び第8項」とあるのは「第242条第6項及び第7項」と、第2条第2号中「第242条第7項及び第8項」とあるのは「第242条第6項及び第7項」と、同条第5号及び第6号中「第242条第8項」とあるのは「第242条第7項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年1月1日から施行する。